

## 会議記録

次の協議会を次のとおり開催した。

|                      |  |        |                       |
|----------------------|--|--------|-----------------------|
| 協議会名称                | 第1回 埼玉県北足立北部地区福祉有償運送市町共同運営協議会  |        |                       |
| 開催日時                 | 令和4年7月28日(木) 14:00~15:30   |        |                       |
| 開催場所                 | 桶川市役所 会議室305   |        |                       |
| 出席者<br>※会長等<br>※副会長等 | ◎大森 宣暁、○大島 幸雄、加藤 衛、白根 勉、鈴木 洋行、洪谷 耕樹(委任状提出)、藤村 孝志、長谷川 洋司、松崎 幸子、伊藤 義明(委任状提出)、須藤 まゆみ、石原 直哉、佐藤 要、新島 政博、平賀 健治、林田 史浩、池田 えり子、吉見 昭、影山 歩(委任状提出) (敬称略)   |        |                       |
| 次回開催予定日              | 令和4年11月17日(木)  |        |                       |
| 問い合わせ先               | 所属名、担当者名:桶川市障害福祉課 雨宮、根本<br>電話番号:048-788-4935(直通)<br>メールアドレス:shogaifukushi@city.okegawa.lg.jp   |        |                       |
| 会議記録                 | 発言記録 (要約)  | 要約した理由 | 発言内容が資料の内容確認事項であったため。 |
| 内容                   | <p>○福祉有償運送の必要性の判断のための資料</p> <p>○議事</p> <p>(1)更新登録<br/>①特定非営利活動法人 ウェストスリー 合意済み<br/>※当該法人は変更登録もあるため、更新登録とまとめて協議する。<br/>※運行管理マニュアルの「××市」は、「桶川市」と明記すること。⇒修正する。<br/>※生活サポート事業以外について、その他の料金としてガソリン代は計上すべきではないと考える。県内他地域の協議会でもその他料金にガソリン代を計上している団体が見受けられる。県内で統一すべきである。⇒県として、その他の料金としてガソリン代は計上しない取扱いで統一する。<br/>※当該法人についても、料金設定の見直しを図ること。⇒その他料金にガソリン代は計上しない。事業として赤字になっているため、迎車回送料と待機料金も合わせて見直したい。<br/>※赤字の補填はどうしているか。⇒ガソリン代や車両整備費用の部分で従業員が負担している。<br/>※従業員の福利厚生内容について⇒労災なく、個人事業主として活動している。<br/>※利用者のため事業を継続できるよう、適切な料金設定を行い、また従業員の福利厚生の向上も図ること。⇒分かりました。<br/>※生活サポートの料金設定を福祉有償運送と統一すること。⇒修正する。</p> <p>②特定非営利活動法人 とりにてい 合意済み<br/>※その他の料金としてガソリン代は計上しない取扱いで統一するため、料金設定の見直しをはかること。⇒見直しを行う。</p> <p>(2)変更登録<br/>①特定非営利活動法人 ウェストスリー 合意済み<br/>※更新登録と合わせて協議した。<br/>②社会福祉法人 ねがい 合意済み<br/>※運送区域が拡大となった理由は? ⇒令和4年8月に特定非営利活動法人から社会福祉法人に変わり、運送区域の拡大を行ったと聞いている。北足立北部区域では会員数は33人いる。<br/>※利用者数102人で運転者4人となっているが、運営上問題はないか。⇒102人は利用実績のあった人の総計であり、102人が継続的に利用しているわけではないため、運営上問題は生じていない。</p> <p>(3)軽微な変更<br/>※NPO法人CILひこうせんの運転者6減、NPO法人生活支援サービスにじの旅客数10減の理由は? ⇒後日確認する。<br/>※運転者や車両の減があるが、利用者に不都合は生じてないか。⇒利用者から困っているという声はないが、念のため確認する。</p> <p>(4)令和3年度下半期分実績報告<br/>※NPO法人CILひこうせんの事故について報告⇒行田市の会員亡くなった事故。行田市の協議会で報告している。事故の発生を受け、国が事業者ヒアリングを実施。死亡事故発生の場合、事業所登録の更新期間が変更となるが、事故発生後24時間が経過してから亡くなっているため、死亡事故に該当せず、通常の3年更新となったと聞いている。<br/>※運転手は処罰されるのか。⇒福祉有償運送事業者として行政処分の対象とはならないが、道路交通法上の処罰の対象となる。<br/>※生活サポートタンボボの事故について報告⇒再発防止策としてルート見直しとドライブレコーダーを設置した。<br/>※ライフサポートサービスアニモ(鴻巣市)の1km当たりの単価が高すぎるが。⇒確認をとります。</p> <p>(5)運営協議会に関する事<br/>①令和3年度 運営協議会事業報告及び決算について<br/>②令和4年度 運営協議会事業計画及び予算案について</p> <p>(6)その他<br/>①負担金の納入、分担金について<br/>②委員の交通費の支給について<br/>(管内とその近隣市町以外から公共交通機関を利用して協議会に出席した場合に交通費を支給)</p> <p style="text-align: right;">以上報告書どおり承認されました。</p> |        |                       |